十勝をひとつにした消防の広域化を検討しています

現在、十勝管内の19市町村において消防広域化の検討を行なっています。消防広域化とは、現在の十勝管内の市町村にある消防組織を統合し、災害や火災・救急などにおける地域の消防力を強化しようとするものです。現在、検討している内容等についてお知らせいたします。

消防広域化の背景

消防は、自治体ごとの消防組織として発展してきましたが、自動車社会の到来とそれに伴う救急業務をはじめとする消防に対する住民ニーズが高まり、昭和40年代半ばに第1次の広域化が全国的に実施され、現在の北十勝消防事務組合消防本部が設置されました。

その後、少子高齢化が進展する中で、救急業務の高度化・専門的な救助技術の養成など災害等における地域の消防力の強化を図るため、国は平成18年に消防組織法を改正し、管轄人口を概ね30万人とする消防広域化を推進すべきとの指針を示しました。

これに基づき、各都道府県は、消防広域化推進計画を策定したことから、全国の市町村で広域化の検討が行われてきています。

十勝における消防広域化の検討組織

十勝における消防広域化については、平成18年に設置された「十勝圏広域連携推進協議会」において検討作業が行われてきました。その後、具体的な検討組織として、「十勝圏複合事務組合」の中に専門職員を配置した「消防広域推進室」を設置し検討作業が進められてきました。

?十勝圏複合事務組合とは

十勝圏複合事務組合は、十勝管内19市町村が設立した組織で地方自治法に基づく一部事務組合です。地域住民に対する行政サービスの向上のため以下の事務を共同で行っています。

- ●広域の地方振興計画・事業の実施
  地方振興に結び付くソフト事業のほか広域行政・連携のための調査研究
- ●帯広高等看護学院の運営
  地域の保健医療に貢献する看護師を養成
- ●十勝教育研修センターの運営
  学校教育及び社会教育関係者の専門的な研修を実施
- ●十勝市町村税滞納整理機構の運営
  市町村税滞納金の広域的な共同徴収

現在の十勝の消防組織

〈消防本部名〉	〈構成市町村〉
帯広市消防本部	帯広市
北十勝消防事務組合消防本部	音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町
西十勝消防組合消防本部	清水町・芽室町・新得町
南十勝消防事務組合消防本部	広尾町・大樹町・更別村・中札内村
東十勝消防事務組合消防本部	幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町
池北三町行政事務組合消防本部	本別町・足寄町・陸別町

十勝における消防広域化の検討経過

これまでに、「消防広域推進室」での検討作業とともに市町村職員と消防署員からなる「行財政」「職員」「警防」「予防」「通信」の5つのワーキンググループによる消防広域化に向けた課題等の整理を行なってきています。

これまでの各市町村による協議の中では、現在の消防力を低下させないことが確認されています。

また、消防広域化による効果（メリット）としては以下の点が挙げられます。

①指令業務の一元化と高機能化により出動時間の短縮が図られる。

②近接の署所から出動が可能となり現場到着時間の短縮が可能となる。

③大規模な事故や災害の際に即座に対応が可能となる。

④救急救命士の適正な配置が可能となり、消防署員の研修体制も充実できる。

⑤予防業務の専従化により火災原因調査・査察体制が強化され、事務の高度化に対応できる。

⑥各消防本部・消防署で行っている事務処理業務・通信指令業務の人員を削減し、救急・火災・救助等の現場要員の強化が可能となる。

⑦国の基準改正により、平成28年5月までに消防無線のデジタル化を実施しなければならないが、その整備費用に多額の費用を必要とする。消防を広域化することによりデジタル化のための整備費用の低減化が可能となる。

消防団との連携

現在、各市町村にある消防団については、消防広域化の対象となっていません。消防団については、各市町村に密着した多様な活動を行なうことから、消防組織法において広域化の対象外とされています。しかし、災害や火災時における消防団と消防署の連携は、従来と変わらないこととなります。

また、消防組織と消防団は密接に連携した業務を行なう必要があるため、これまでと同様に消防署員が消防団の業務を行なえるよう対応する予定となっています。

消防広域化の時期

消防広域化については、構成市町村の合意が前提となりますが、平成25年1月を目標として検討が進められています。これは、消防広域化に対する国のさまざまな財政支援を受けるには、平成25年3月31日までに広域化する必要があるためです。

このため、平成23年度では、各市町村の合意を得て消防広域化に必要な「広域消防運営計画」を決定し、各市町村議会での必要な議決を行なう予定となっています。

今後のスケジュール

今後、消防広域化の具体的な計画である「広域消防運営計画（案）」が各市町村に提示され、各市町村において検討されることとなります。

また、これと並行して「パブリックコメント」として住民のみなさんからご意見などをうかがう予定となっています。具体的な時期及び方法については、改めて広報紙などで周知することといたします。

※お問い合わせは、総務課（内線230）高嶋・高田まで